



鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No.168

令和7年8月号

発行者
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号
(鶴見商工会館2階)
電話 045-503-0017
FAX 045-505-3411
発行責任者
支部長 藤森 拓也

第76回全国労働衛生週間鶴見地区推進大会開催案内

今年のスローガン

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』

日時：令和7年9月5日（金）13：30～16：25

場所：鶴見区民文化センター サルビアホール

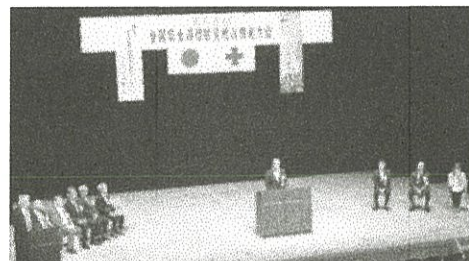
司会：（公社）神奈川労務安全衛生協会鶴見支部
JFE エンジニアリング株式会社
安全環境部長 嶋崎 太一

1	13：30～13：35	5分	開会の辞	（公社）神奈川労務安全衛生協会鶴見支部 支部長 JFE エンジニアリング(株) 常務執行役員 藤森 拓也氏
2	13：35～13：40	5分	挨拶	鶴見労働基準監督署 署長 野々部 敦氏
3	13：40～13：45	5分	祝辞	横浜市鶴見区 区長 渋谷 治雄氏
4	13：45～13：50	5分		鶴見区工業会 会長 立川 道彦氏
5	13：50～13：55	5分		鶴見区医師会 会長 宮下 裕子氏
6	13：55～14：00	5分	大会宣言	建設業労働災害防止協会 神奈川支部 鶴見分会 分会長 JFE エンジニアリング(株) 専務執行役員 西野 雅明氏
7	14：00～14：10	10分	休憩	
8	14：10～14：40	30分		鶴見労働基準監督署 第二方面主任監督官 田上 潤氏
9	14：40～14：50	10分	休憩	
10	14：50～16：20	90分	特別講演	テーマ 「定期歯科健診って必要！？ 他では聞けないお話」 （一社）横浜市歯科医師会 会長 佐藤 信二氏
11	16：20～16：25	5分	閉会の辞	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鶴見分会 分会長 不動田 昌弘氏



令和7年度【第98回】全国安全週間鶴見地区推進大会

令和7年度【第98回】全国安全週間鶴見地区推進大会が、6月4日（水）に鶴見区民文化センターサルビアホールにおいて総勢145名のご参加のもと開催されました。神奈川労務安全衛生協会 鶴見支部 支部長の藤森 拓也様より開会の辞、各ご来賓からのご挨拶ご祝辞並びに、陸上貨物運送業労働災害防止協会 鶴見分会 分会長の不動田 昌弘様の大会宣言の後、鶴見労働基準監督署労働基準監督官の加茂 徳仁様より「安全週間実施要領について」またミニ講演として、独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター若年性認知症支援コーディネーター 小林 久美枝様より、『若年性認知症について』、さらに、特別講演として、JFE エンジニアリング（株）顧問（警視庁OB）江田 裕一様より『交通事故及び特殊詐欺に遭わないために』のご講演後、神奈川県社会保険労務士会 常任理事・鶴見支部長 香川 賢司様から閉会の辞を賜り、令和7年度第98回全国安全週間鶴見地区推進大会は無事閉会しました。



「わが社の安全衛生活動」



「安全文化の醸成をめざして」

ジャパン マリンユナイテッド株式会社 横浜事業所
安全衛生グループ グループ長

滝澤 清史

ご安全に！ ジャパン マリンユナイテッド(株)横浜事業所は、鶴見工場および磯子工場で構成され、横浜港に位置し、陸路・海路とも交通の便が良く、立地条件に恵まれた東日本最大の艦船造修機能を持つ造船所です。

『安全はすべてに優先する』の基本理念のもと、全員参加型の安全衛生管理活動を展開、継続的に改善することで安全職場の構築、維持、向上に取り組んでいます。

安全衛生管理の最大の目的は『人命の尊重』であると考えています。『災害で不幸な人をつくらない』、『出勤したときと同じように無事に帰宅しよう』、『人を大切に、自分を大切に』という言葉を原点に『相互啓発型』の安全職場構築を目指します。

そこで、『相互啓発型』を目指す活動として、近年では以下の取り組みに注力しています。

- ① 現場末端までの安全衛生情報の確実な伝達：社内および協力会社 一人ひとりまでの安全衛生情報の周知・理解把握
- ② 他社・他職場の災害事例の自分事化：過去災害や他社災害事例を自職場に当てはめて考え、再発防止策が実施できる意識の向上
- ③ リアルタイム KY（RKY）：実作業中・作業の節目でリアルタイムに危険予知・予防する習慣付け
- ④ 声掛け・相互注意：実作業中やパトロール中での声掛け、きめ細かい指示・指導の実践

安全衛生管理活動には特効薬はなし、終わりなしと考えています。過去災害を教訓とし、現状から常にレベルアップしていく地道な取り組みを一つひとつ積み重ねることが、危険要因ゼロ・災害要因ゼロの職場を実現するための道だと思っています。日々妥協せずに、一致団結して全員で安全衛生管理活動に取り組んで参りたいと思います。

最後に、弊社の『安全五原則』を紹介いたします。2013年ジャパン マリンユナイテッド(株)設立以来、今でも節目ごとに事業所内全員で唱和して安全意識の統一を図っています。

ご安全に！！



鶴見工場



磯子工場

『安全五原則』

- 一つ、安全はすべてに優先する
- 一つ、危険な作業はしない、させない
- 一つ、災害要因の先取り
- 一つ、ルールを守る、守らせる
- 一つ、自ら努力する

スポットワークの労務管理について

急に人手が欲しい時などに利用するスポットワーク。最近利用者が急増しています。

短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くスポットワークの労務管理上の注意点をまとめました。スポットワークを利用する場合、ご留意願います。

①労働契約時における注意点

- スポットワークは、事業主とスポットワーカーの間で直接労働契約が締結されます。
- 労働契約は原則事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時成立します。
- 労働契約成立したら事業主がスポットワーカーに労働条件を明示します。

②休業させる場合の注意点

- 丸一日の休業又は仕事の早上がりさせることになった場合は、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要があります。

③賃金・労働時間に関する注意点

- 業務に必要な準備行為等も労働時間です。
- 一方的な賃金の減額は違法です。
- 予定していた労働時間と実際の労働時間が異なる場合には、速やかに確認し労働時間を確定させましょう。

④その他の注意点

- 通勤途中または仕事中にケガをした場合、スポットワーカーは就労先の事業について成立する保険関係に基づき、労災保険給付を受けることができます。
- 事業主は、労働災害防止のために労働安全衛生法に基づく各種措置（雇い入れ時等における機械等の危険性や安全装置の取り扱い方法等の教育の実施等）を講じましょう。
- ハラスメント対策も事業主の義務です。

※賃金や労働時間、休業手当等の労働基準法等に関するお問い合わせは

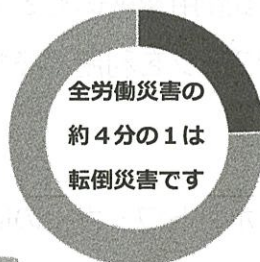
鶴見労働基準監督署（方面電話番号 045-501-4968）へお願いします。

転倒予防の日を契機に職場での転倒災害防止に取り組みましょう

10月10日は **1010** 転倒 予防の日

【転倒災害の特徴】

- ・全業種において発生する
- ・高年齢層による災害が多い
- ・ケガによる休業期間が長期化の傾向



【転倒災害の防止】

- ・安全な通路を保持
- ・滑りにくい靴を選択
- ・標識などの注意喚起
- ・転倒予防の教育



転倒予防
腰痛予防
の取り組み

こちらのリーフレット
(厚生労働省 HP)
も参考にしてください

注目!! 第14次労働災害防止計画は今年度で3年目を迎えます!

(2023年4月1日から2028年3月31日まで)

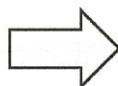
厚生労働省では労働災害防止重点事項における取組の進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、達成目標(アウトカム指標)を定めることとしています。

転倒災害を主とした労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進に係る各指標は、以下のとおりです。(※鶴見労働基準監督署の目標値)

【アウトプット目標】転倒災害対策(ハード/ソフト両面から)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

【アウトカム目標】増加が見込まれる転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。(66人以下かつ災害全体に占める割合26%以下)

労働災害防止のためのアンケートにご協力ください



高年齢労働者の労働災害防止の推進(労働安全衛生法改正: R8.4.1 施行)

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

治療と仕事の両立支援の推進(労働施策総合推進法の改正: R8.4.1 施行)

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

労働安全衛生法に基づく免許試験

受験申請はオンラインで!

受験申請は
こちらから



受験申請システム

労働安全衛生法に
基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

オンライン申請から受験までの流れ

STEP
1

オンライン申請から
アカウントを作成する



受験申請システムで、アカウントを作成し、
マイページにログインします。

STEP
2

試験の種類について
確認する



試験の種類によって、受験資格や試験日程、
必要な提出書類や申請方法も異なります。

STEP
3

申請方法を確認し、
申請する



申請方法は2種類あり、
申し込みから支払いまでネットで完結する
「オンライン完結」の方法と、提出書類と印刷した
申請書を郵送する「オンライン+郵送」の
方法があります。再受験時は、どの試験の
種類でもオンライン申請が可能です。

オンライン申請の 2つの方法

① オンライン完結
試験の種類によって申請方法が異なります。
オンライン完結は、受験する
試験の種類を選択し、受験申
請に必要な書類や顔写真をシ
ステム上にアップロードし、
試験手数料の支払いまでをオ
ンラインで完結できます。

または
②

オンライン+郵送
オンライン+郵送は、受
験申し込みと試験手
数の支払いはシステム
上でを行い、別途、提出
書類と印刷した申請書
を郵送する方法です。

STEP
4

受験する



受験日当日になりましたら、
申請時に選択した試験会場にて受験してください。

受験後の流れ

郵送にて受験結果をお知らせします。
合格された方は、ホームページで合格後の手続きをご確認ください。

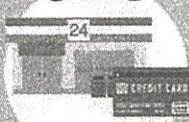


メリット①



受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②



コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③



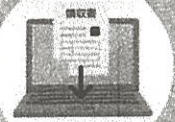
申請の振込
手数料不要

メリット④



顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤



マイページで
領収書をダウンロード



東京試験場HP

申請に関する Q&A

Q. 再申請について

A. 同一の免許試験の種類
を再受験される方は、オ
ンライン完結で受験申
請いただけます。

Q. 書面申請は?

A. 従来の書面による申請も可能です。「作業環
境測定法に基づく作業環境測定士試験」と「労
働安全衛生法に基づく労働安全・労働衛生コ
ンサルタント試験」は、書面のみ対応します。

Q. もっと知りたい!

A. 安全衛生技術試験協会の
ホームページで、試験科目・
試験時間や受験資格、免除
科目をご確認ください。



協会HP



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

〈安全衛生技術試験協会〉 <https://www.exam.or.jp/>
〈東京試験場〉 https://www.exam.or.jp/center_tokyokanto/
〈受験申請システム〉 <https://www.exam.or.jp/m/index.html/>

お電話にてお問い合わせを受付

月曜日から金曜日 8時30分から17時

【電子申請の方法に関するお問い合わせ先】

安全衛生技術試験協会……………03-5275-2366

【試験の実施・申請状況の確認などに関するお問い合わせ先】

関東安全衛生技術センター……………0436-75-1141

当協会へのご入会について ～お声かけのお願い～

日頃は当協会並びに鶴見支部の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当協会は公益社団法人として、労働災害の防止、快適な職場環境の実現、労働福祉の改善、適正な労働管理への啓蒙活動など、働く人々の安全、健康そして労働環境の向上を目的として、神奈川労働局並びに鶴見労働基準監督署のご指導の下、会員事業場と関連諸団体の皆様に、「労働基準法」「労働安全衛生法」に基づく講習会、セミナー、技能講習などを開催すると共に、会員相互の情報交換・啓発のための支援を提供させていただいております。

1. 本部、支部にて発行される定期情報誌を無償送付します。
*業務上必要となり得る各種技能講習や特別教育の開講日程などが提供されます。
2. 労働安全衛生法に定められている必修講習会のご案内（会員価格）と修了証明書の発行
3. 労働管理、労働衛生管理に関わる各講習会やセミナーのご案内（会員価格）
4. 安全・衛生週間の行事への参画や用品・ポスター等の販売のご案内
5. 労災上乗せ保険の保険料が割安になる団体契約の保険に加入できます。
6. 表彰制度（緑十字賞、安全優良職長顕彰等）の実施

※年会費は従業員数によって変わります（10人未満の従業員数だと8,000円。
50人以上100人未満だと20,000円）詳しくはお問い合わせください。

この機会に当協会への入会について、ご近隣や関係事業場の皆様にご紹介いただきたく、お声かけをお願いいたします。

本件に関しましては、下記までご連絡いただければ、あらためて、当支部より関連資料を送付させていただきます。

【お問い合わせ先】

（公社）神奈川県労務安全衛生協会 鶴見支部（事務局長 田中 清貴）
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央3丁目26番4号 鶴見商工会館2F
TEL:045-503-0017 FAX:045-505-3411
e-mail : tsurumi1@roaneikyo.or.jp



<鶴見支部入会申し込みサイトQRコード>

印刷のことなら当社へ！

オフセット印刷全般 / データ製作 / 各種製本
まごころ自費出版 / 社史・広報誌 / シルク印刷
シール印刷 / カレンダー / 封筒 / 名刺・・・etc.



広報社

212-0054 川崎市幸区小倉4-17-32 TEL & FAX 044-599-8172
E-mail ushio-p@h8.dion.ne.jp